

群馬県 大泉町

OIZUMI GUNMA



面積：18.03k m²
広ぼう：東西 4.9km
南北 6.3km

■町の概況

昭和 32 年 3 月 31 日、小泉町と大川村が合併して誕生した本町は、同 35 年首都圏整備法に基づく市街地開発区域（現都市開発区域）の指定を受け、以来、工場誘致や市街地整備を積極的に推進し、日本を代表する優良企業が進出しており、北関東でも屈指の工業都市を誇っています。

また、県下の市町村に先駆けて用途地域の指定を受け、土地区画整理事業による優良住宅地の供給をはじめ、街路や公園等の都市施設整備を積極的に進め、個性的で良好な都市景観を実現しているところです。面積は 18.03k m²で、群馬県内で最も小さな町ですが、工場も多く、町内外から多くの人が働きにきています。

■町の位置

大泉町は群馬県の東南に位置し、地形は平坦で、東は邑楽町、千代田町に接し、西から北にかけて太田市、南は利根川をはさんで埼玉県熊谷市と隣接しています。

■人口と世帯

昭和 32 年の合併当時の大泉町は人口 19,105 人、3,898 世帯の小さな町でしたが、昭和 48 年 11 月には人口が 27,871 人となり、群馬県下の町村の中で第 1 位の人口規模を有する町となりました。その 4 年後の昭和 52 年 3 月には人口が 3 万人を突破し、さらに増加を続け、平成 3 年 6 月には 4 万人を超えました。

本町の急激な人口増は、平成 2 年の出入国管理および難民認定法（入管法）の一部改正により、南米日系人の企業への就労者が急増したことによるもので、平成に入る前まではほとんど見ることもなかったブラジル国籍の人たちが平成元年には 277 人、その翌年には 821 人と増加を続け、令和元年 9 月末にはこれまでに大泉町において最も多い外国籍住民数（7,838 人）と最も高い比率（18.73%）を記録しました。

■大泉町の主な多文化共生事業

- ・ポルトガル語通訳の配置（通訳、翻訳業務等）
- ・大泉町多文化共生コミュニティセンター設置（平成 19 年 4 月設置、平成 25 年 10 月移転）



ポルトガル語通訳による制度説明や生活相談

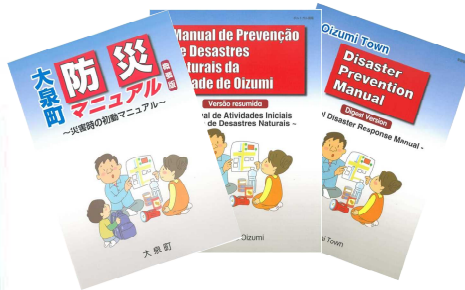


多文化共生コミュニティセンターHP
日本語とポルトガル語による情報発信

- ・ポルトガル語による町の広報紙「GARAPA」を毎月発行
- ・「防災マニュアル概要版」、「ごみ収集カレンダー」ほか、さまざまな情報を多言語で紹介



広報紙「GARAPA」



防災マニュアル概要版



ごみ収集カレンダー

- ・ブラジル領事館をはじめ、関係国領事館との情報交換および連携
 - ・多文化共生懇談会の開催
- 町内の外国人店舗や外国人学校に出向き、町の各種制度や生活マナーなどを説明



移動領事館での情報発信



多文化共生懇談会（外国籍生徒進路説明会時）

■「地域の生活者としての外国人」への共生事業

・「文化の通訳」登録事業

町からのお知らせや暮らしのマナー、日本の文化などを、母国語で正しく伝えることのできる通訳を育成

・日本語学習の支援（大泉国際交流協会やJ I C E（日本国際協力センター）と連携）

・外国人ボランティアチームの育成

炊き出し訓練などによる防災意識の啓発や、清掃活動による地域活動参画への意識向上

文化の通訳



日本料理の基礎とゴミの分別講座



お茶の出し方と和室でのマナー



ミニ盆栽づくり体験と節電講座

外国人ボランティアチームの活動



炊き出し訓練



救命講習会



町の清掃活動への参加

■子どもの健全育成を目指した事業

・各公立小中学校に日本語学級の設置

・就学前説明会の実施

外国人児童の親を対象に就学に関する事前説明を行う

・外国人学校児童を対象とした各種体験事業の実施



ブラジル人学校生徒対象の
公共施設見学

■他自治体・関係機関との連携や働きかけ

・外国人集住都市会議における、国や県、関係機関への提言・共通課題の研究および検討

・関係省庁や各国領事館等、関係機関への働きかけ

■その他緊急的な対応

・リーマンショック等に関するアンケート調査（平成21年2月・8月実施）

・東日本大震災等に関するアンケート調査（平成23年10月実施）

経済状況悪化時や震災時など環境の急変時などの際には、在住外国人の状況を調査

■「出稼ぎ」から「定住化」へ ～大泉町に住む外国人の状況～

「出稼ぎ」日系人の急増の時代

数々の企業が進出し、従来から「工業の町」として栄えた大泉町。入管法が改正になる前の本町も、工業製造出荷額は順調に伸びていましたが、その一方で、多くの中小企業では慢性的な“労働力不足”の問題に頭を悩ませていました。大手企業ではF A（ファクトリー・オートメーション）化が進行している反面、中小企業のF A化できない『3 K（きつい、危険、汚い）』と言われる部門で働く人たちが減少したからです。

人手不足により倒産する工場もある中で、当初中小企業を中心に、アジア系の不法就労者が多く雇用されていました。国内における不法就労者の急激な増加と活動の多様化が懸念される中、平成2年6月に「定住者」の在留資格を新たに整備するという入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正が行われました。

“不法就労者本人を罰するだけでなく、彼らの雇用主などに対しても罰則規定を新設する”内容を含むこの改正は、人手不足が深刻化している中小零細企業に大きな波紋を投げかけました。そこで「我が国社会との血のつながり」を考慮した外国人の枠組みである、「日系の2世・3世及びその配偶者などに対しては、活動や就労を制限しない」という改正入管法のもう一つの内容に多くの企業が着目したのです。

一方で当時のブラジルは、輸出不振など経済情勢が悪化し、途上国最大の債務国となっていました。国内にも急激なインフレの波が押し寄せ、失業者も増大していました。慢性的な労働力不足という問題を抱えていた日本と、不安定経済下のブラジル。相互の経済的背景が重なり、日系人の日本への「出稼ぎ」が増加したのです。

平成元年12月、大泉町内の中小企業が中心となり「東毛地区雇用安定促進協議会」が組織され、合法的かつ安定雇用のできる日系ブラジル人の受け入れを始めました。

全国的に日系人をはじめとする外国人が急増し始める中、「外国人も同じ人間。人道的に迎え入れよう」という考えのもと、日系人の直接雇用を図る協議会の姿勢は国内外で大きな話題となりました。（協議会は平成11年4月に解散）

町では平成2年10月に、全国に先駆けて町内の小学校に「日本語学級」を設置。2か国語を話せる指導助手を配置しました。さらに、各種手続きや制度を説明するための通訳も採用し、必要な書類等の翻訳を始めたのもこの頃です。

日本での生活が長期化する中で・・・

平成3年11月にブラジル人をはじめとする外国人を対象に実施したアンケート調査では「これからどのくらい日本に滞在するか？」という問いに、約70%の人が「3年未満」と回答していました。

しかし、それから10年経った平成12年11月の調査においては、「3年未満」が18.6%、「未定」と答えた人は前回の11.0%に比べ66%と大幅に増えました。

その理由は、日本の滞在の「長期化」にあります。長引く母国の経済情勢の中では帰国しても就職することは難しく、日本と同額の収入を得ることはできません。また、当初は「出稼ぎ」として単身で来日した外国人も、結婚したり家庭を持ったりする中で日本の生活期間が母国で過ごした期間を超えるようになりました。

永住権を取得し、一戸建てを求める外国人も増加してきた中、2008年秋に未曾有の世界経済危機が発生。日本の経済は予想を超えた速度で急激に悪化し、国民生活に大きな影響を与えるとともに、間接雇用などの不安定な就労形態で働く南米系外国人の生活を直撃しました。さらに、2011年には東日本大震災が発生しました。それらの影響により帰国者が増加する一方で、生活基盤が崩壊してもなお日本に留まる選択をする人も多く、外国人住民を地域の「生活者」として捉えた施策実施の必要性が改めて浮き彫りとなっています。